

4 参考資料

(3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）関連資料

ウ 自動車NOx・PM法施行令（対策地域関連部分）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（対策地域関連部分抜粋）

（平成四年十一月二十六日政令第三百六十五号）

最終改正：平成一四年一〇月三〇日政令第三二一号

内閣は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第六条第一項及び第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域）

第一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の政令で定める地域は、別表第一に掲げるとおりとする。

（中略）

別表第一 （第一条関係）

一～七まで省略（他都府県分であるため）

八 兵庫県の区域のうち、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡播磨町及び揖保郡太子町の区域

備考 この表に掲げる区域は、平成十三年十一月一日における行政区画によって表示されたものとする。